

# 資料編

## 1. 用語集

語句	説明
【ア行】	
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」と、店舗、事務所、事業所等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」とに分類されます。
温室効果ガス	赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）、メタン（CH <sub>4</sub> ）、一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）、三フッ化窒素（NF <sub>3</sub> ）の7種類を温室効果ガスと定め削減対象としています。
【カ行】	
家電リサイクル法	エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の確保を図ることを目的とした法律。正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」（平成10年法律第97号）。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味します。
環境基本計画	環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたもの。計画では、重点分野政策プログラムの一つとして、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」が位置付けられています。
環境基本法	環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律。（平成5年法律第91号）
環境への負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。
許可業者	本計画中に記載される許可業者は、「日向市一般廃棄物処理業等許可業者」のことを指しています。一般廃棄物の収集・運搬および中間処理等を事業として行うには、市の許可を得なければなりません。 なお、産業廃棄物の許可等については宮崎県の所管となります。
グリーン購入法	国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的とした法律。正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）。

建設リサイクル法	一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートやアスファルト、木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けることにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的とした法律。正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）。
広域認定制度	製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等の事業を行うものが広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する法制度の基本である地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度。
小型家電リサイクル法	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画にしたがって行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。正式名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号）。
【サ行】	
再生可能エネルギー	石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等があります。
最終処分場	廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されています。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物。
30・10（さんまる・いちまる）運動	忘年会、新年会などの宴会が始まった最初の30分と最後の10分間は、自席に着いて料理を楽しみ、食べ残しを減らそうという取組です。
事業系一般廃棄物（事業系ごみ）	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物。

資源有効利用促進法	①製品の環境配慮設計（軽量化等、解体の容易化等に配慮した設計）、②使用済製品の自主回収・リサイクル、③製造工程で生じる副産物のリデュース・リサイクル（事業所のゼロ・エミッション）といった3Rに関する様々な取組を促進することにより、循環経済システムの構築を目的とした法律。正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）。
自動車リサイクル法	自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車を使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する等、自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号）。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものを適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。
循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるもので、第3次計画（平成25年）では、環境保全を前提とした循環型社会の形成を標榜しており、市町村は、地域循環圏の形成等、住民の生活に密着した基礎的自治体としての役割を果たすこと、さらに相互に緊密に連携して協力していくことが求められています。
循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定や、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律。（平成12年法律第110号）
食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的とした法律。正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号）。
食品ロス	本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。家庭で発生する食品ロスは、大きく3つに分類されます。 ①食卓にのぼった食品で、食べ切らずに廃棄されたもの（食べ残し） ②賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの（直接廃棄） ③厚くむき過ぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分（過剰除去）
食品ロスの削減	まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組。家庭においては「買いすぎない、作りすぎない」ことを意識した消費スタイルが推奨されています。30・10（さんまる・いちまる）運動もその取組のひとつです。

食品ロス削減推進法	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律。正式名称は「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）。
ゼロカーボンシティ	2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを旨を首長が公表した地方自治体のこと。日向市は、令和5（2023）年2月に、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行いました。
【夕行】	
ちゅうがいのりい 厨芥類	ちゅうがいのりい 厨芥類とは、家庭の台所、給食センターや飲食店、青果市場等の事業所から出てくる食べ物の残りや調理くずのこと。
中間処理	廃棄物の最終処分に先立って、廃棄物を減量・減容量化等することです。具体的な方法として、焼却、熔融、破碎、圧縮等があります。
特別管理一般廃棄物	<p>廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性がある等、人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもの。他の廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の方法による処理を義務付ける等、特別な処理基準が適用され、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分けて政令で指定することとされています。</p> <p>PCB使用部品：廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品  廃水銀：水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀  ばいじん：ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん  ばいじん、燃え殻、汚泥：ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有するもの  感染性一般廃棄物：医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着している恐れのあるもの</p>
トレンド法	時間の経過に従って変化する現象を、一定の規則性を持つ傾向線として近似的に一次関数、指数関数等によってモデル化し、これを延長することにより、将来の一定期間内における変化の状態を数量的に把握する予測方法。
【ハ行】	
バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

廃棄物処理法	<p>廃棄物の排出抑制及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とします。正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）。</p>
廃棄物処理法基本方針	<p>廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」のこと。</p>
廃棄物処理施設整備計画	<p>廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、環境大臣が廃棄物処理法基本方針に即して五年ごとに、廃棄物処理施設整備事業に関する計画（目標や概要）を作成し、閣議で決定するもの。現行計画は2023年度から2027年度までの5年間を計画期間とし、令和5年6月30日に閣議決定。</p>
フードバンク	<p>フードバンクとは、まだ食べられるにもかかわらず、さまざまな理由で一般の流通で販売できなくなった食品を寄付していただき、支援を必要とする施設・団体・世帯に無償で提供する活動です。</p>
フードドライブ	<p>フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。</p>
プラスチック資源循環促進法	<p>多様な物品に利用されているプラスチックという素材に着目し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組を促進するための措置を講じるべく制定された法律。正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）。</p>
PDC Aサイクル	<p>Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。</p>
【ヤ行】	
容器包装リサイクル法	<p>容積比で家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物を対象に、資源として有効利用を進め、廃棄物の減量を図ることを目的とした法律。消費者は分別排出、市町村は分別収集、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定めています。正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）。</p>

4 R (ヨンアール)	<p>ごみを減らし、循環型社会を形成するための4つのR(キーワード)です。4つのRとは、次の4つの頭文字をとったものです。</p> <p>①Refuse(リフューズ):ごみになるものは買わない、断る</p> <p>②Reduce(リデュース):ごみの量を減らす</p> <p>③Reuse(リユース):不要になったものを工夫して再度使う</p> <p>④Recycle(リサイクル):資源として再生利用する</p> <p>全国的には3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進していますが、宮崎県ではリフューズを加えた4Rを推進しています。</p>
【ラ行】	
リサイクル	<p>Recycle(再生利用)は4Rのひとつで、廃棄物等を原材料として再利用することをいいます。なお、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル(例:びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等)、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクル(例:ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等)といえます。</p>
リターナブルびん	<p>洗浄して繰り返し容器として利用されるびんのこと。繰り返し利用することで容器の製造にかかる環境負荷を低減できるため、その価値は見直されつつあります。(例:ビールびん、牛乳びん、酒びん等)</p>
リデュース	<p>Reduceは、英語で「減らす」という意味。4Rのひとつで、リユース、リサイクルに優先され、例えば、消費者は使い捨て商品よりも詰め替え商品を選ぶことや長持ちする商品を選んで購入すること等で、また、事業者は原材料の効率的な利用や製品の長寿命化等により廃棄物の発生自体を抑制することです。</p>
リフューズ	<p>Refuseは、英語で「断る」という意味。4Rのひとつで、廃棄物の発生自体を抑制する点ではリデュースと同様ですが、リデュースとの違いは、例えば、買い物をする時に、マイバックを持参してレジ袋を断ることや過剰包装を断ること等、より消費者側が実践する行動という点です。</p>
リユース	<p>Reuse(再使用)は4Rのひとつで、いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することをいいます。例えば、壊れたものを修理して長く使ったり、不要になったものも工夫して使うことや、リサイクルショップやバザーの活用等が挙げられます。</p>
【ワ行】	
ワンウェイびん	<p>リユース(再使用)を前提としないガラス製のびんのこと。色別に分別された後、砕いてカレットにした上でびんの原料となりますが、リターナブルびんのように原形のまま洗浄して再使用しないことから、リターナブルびんと比較すると環境負荷は大きいとされます。</p>